

三商レポート

第七十三話 「相続アドバイザー協議会」

相続プラザ花小金井 (株)三商 内藤 雄

〒187-0003 小平市花小金井南町 1-14-24 電話 042-467-2103

メール sansyo@trust.ocn.ne.jp <http://www.souzokusoudan.net>

「相続アドバイザー協議会」が設立10周年を迎えました。理事長の芳賀則人氏が、時代に先駆け相続のプロを養成する目的で設立した団体です。「相続アドバイザー養成講座」(全 20 講座)を通じて、相続に関する専門知識を幅広く学びます。これまでに約 1,000 名が受講し、約 500 名が相続のプロである「相続アドバイザー協議会認定会員」として全国で活動しています。

従来も相続にかかわる専門家はいました。例えば、相続争いになれば弁護士、節税・納税・税金の申告は税理士、相続登記なら司法書士、土地の評価が必要なら不動産鑑定士、土地の境界確定や測量なら土地家屋調査士など。しかし、これらの専門家の多くは縦割り作業です。自分の専門分野以外のことはやりません。

ところが、一般の多くの人には相続のことを誰に相談してよいか分かりません。どこに相談に行ったらよいかも分かりません。市役所の相談会に行っても、「法律相談」「税金相談」「年金相談」「不動産相談」と縦割りです。しかも、30 分程度の一般的な相談で終わってしまいます。結局、専門家をたらい回しされます。専門家を自分で見つけ出さなければならない場合もあります。誰が専門家なのか分かりません。専門家探しは大変に苦勞する作業になります。

相続が発生しても、何から手を付けたらよいのかも分かりません。自分の本当の問題点が何かもわかっていない場合があります。また、弁護士さんをお願いするほどもめているわけでもないし、税理士さんに頼むほど多くの資産があるわけではない。かといって、うかつに我が家の複雑な家庭事情を話すわけにもいきません。

相続問題で「困っている」「悩んでいる」人が本当に必要としているのは、じっくりと話を聴いてくれる人です。安心して自分の問題を総合的に相談にのって

れて、解決してくれる人です。必要に応じて最もふさわしい弁護士さんや税理士さんなどの専門家を紹介しコーディネートしてくれる人です。

こうした役割を担うのが「相続アドバイザー」です。ただし、相続アドバイザーは国家資格ではありません。相続アドバイザーはそれぞれ本業を持っています。その本業に付加価値をつけるために相続アドバイザー協議会の養成講座で学び続けています。相続アドバイザーは、専門知識のほか良き専門家のネットワークを持っています。弁護士のように、代理人となって当事者間の紛争に介入して解決するようなことはできませんので、必ず弁護士さんと連携します。

相続アドバイザー協議会の理念は、「相続の研修と実務を通じ、自分を磨き、人のお役に立ち社会に貢献する」ことにあります。単に法律や税務の専門知識だけでなく、「感謝の気持ちと譲る心」(副理事長・野口賢次氏)を大切にしています。最近では、税理士さんのほか、謙虚に学ぶ心をお持ちの弁護士さんまでもが養成講座を受講しています。そして、全国で地道に活動している会員から、相続事例を通じてお客様のお役に立ち喜ばれた多くの事例が報告されています。

高齢社会が進み、今後ますます相続の問題は専門化し複雑化していきます。そのため、相続アドバイザーが身近で安心できる相談相手として信頼され、新しい役割を持った独自の職業になったらよいと考えます。次の10年に向けて、全国の認定会員と共に力を合わせてレベルアップをはかり、地道に前進して行きたいと思います。

2010年7月1日

(筆者も第2期生として養成講座で学び、現在は養成講座の講師及び協議会の専務理事を務めています。)

～いつも「三商レポート」をお読みいただきありがとうございます。～